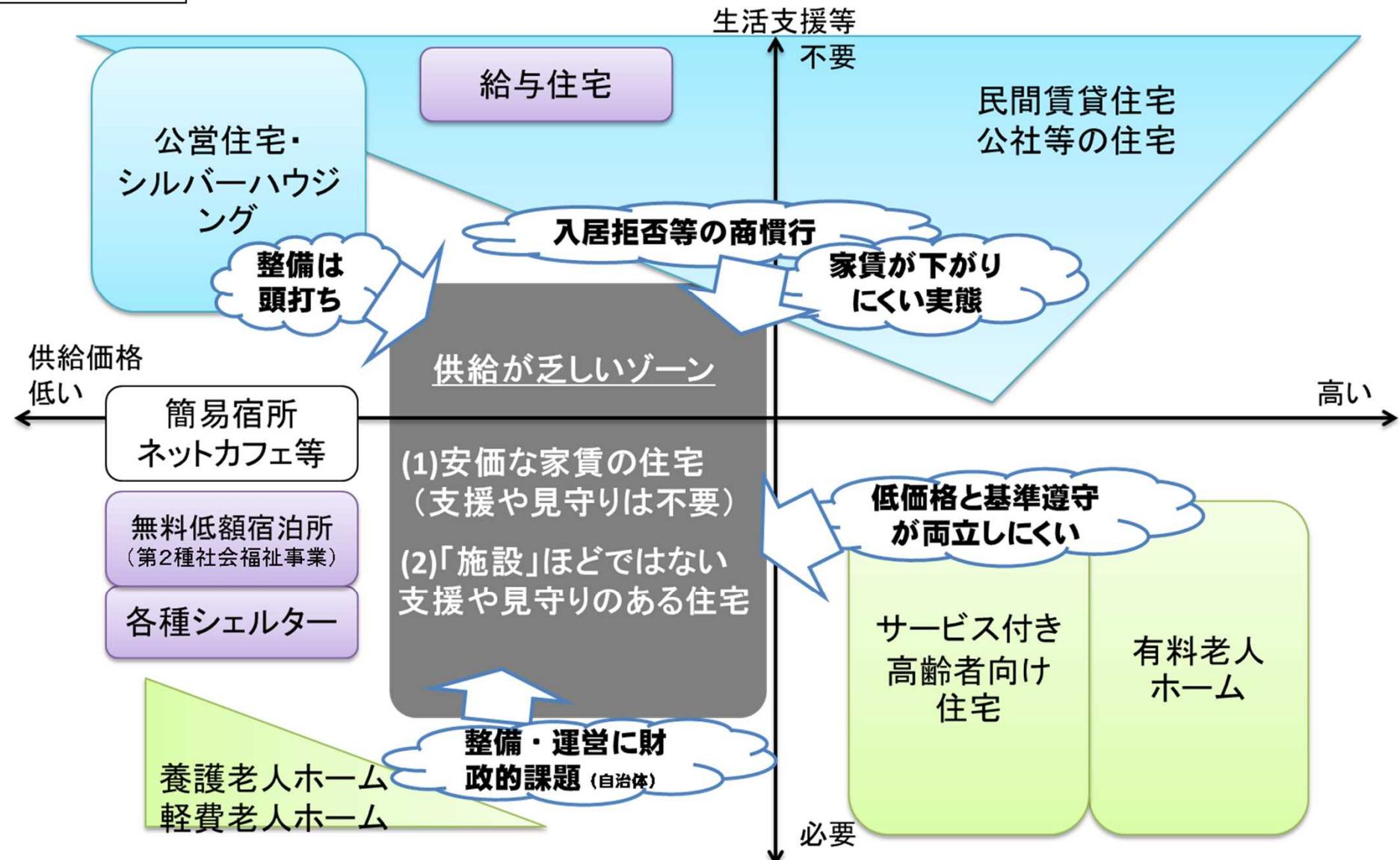


厚生労働省説明資料

居住に関する資源を巡る課題

「社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会(第3回)(H29.6.27)」資料
以下 P11まで同じ

平成27年度社会福祉推進事業
「これからの低所得者等の支援のあり方に関する調査研究」報告書
(株式会社野村総合研究所)より



住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律

(平成29年4月26日公布 公布後6ヶ月以内施行)

背景・必要性

○ 住宅確保要配慮者*の状況

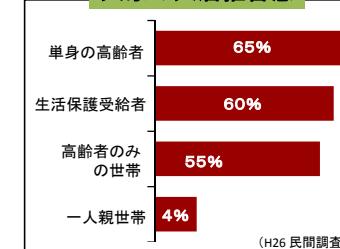
- 高齢単身者が今後10年で100万人増加 (うち民間賃貸入居者22万人)
- 若年層の収入はピーク時から1割減 (30歳代給与:<H9> 474万円 ⇒<H27> 416万円 [▲12%])
- 若年夫婦が理想の子ども数を持たない理由「家が狭いから」(16%)
- 一人親世帯の収入は夫婦子世帯の43% (H26: 一人親世帯296万 ⇄ 夫婦子世帯688万円)
- 家賃滞納、孤独死、子どもの事故・騒音等への不安から入居拒否

* 高齢者、子育て世帯、低額所得者、障害者、被災者など
住宅の確保に特に配慮を要する者

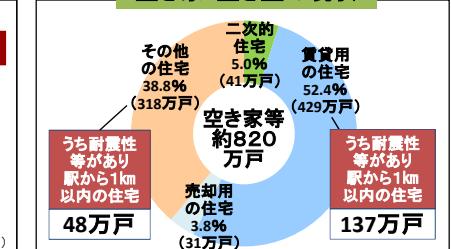
○ 住宅ストックの状況

- 総人口が減少する中で公営住宅の大幅増は見込めない
- 民間の空き家・空き室は増加傾向

大家の入居拒否感



空き家・空き室の現状



空き家等を活用し、住宅セーフティネット機能を強化

法案の概要

- 国の方針[既存]に加え、地域の住宅事情に応じ、地方公共団体が登録住宅等に関する供給促進計画を策定

登録制度の創設

○ 空き家等を住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として賃貸人が都道府県等に登録

- 構造・設備、床面積等の登録基準への適合(耐震性能、一定の居住面積等)
 - ※ 地域の実情に応じて、供給促進計画で基準の強化緩和
 - ※ 共同居住型住宅の面積等の基準も策定

○ 都道府県等は登録住宅の情報開示を行うとともに要配慮者の入居に関し賃貸人を指導監督

○ 登録住宅の改修・入居への支援

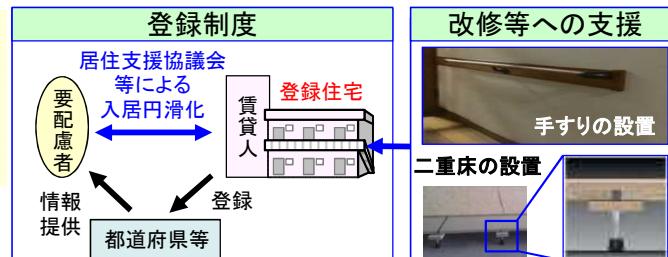
- 登録住宅の改修費を住宅金融支援機構(JHF)の融資対象に追加

H29予算

専ら住宅確保要配慮者のために用いられる登録住宅について

- ①改修費を国・地方公共団体が補助、②地域の実情に応じて、要配慮者の家賃債務保証料や家賃低廉化に国・地方公共団体が補助

(KPI)
登録住宅の登録戸数
0戸 ⇒ 17.5万戸
(年間5万戸相当)
(2020年度末)



住宅確保要配慮者の入居円滑化に関する措置

○ 居住支援法人による入居相談・援助

- 居住支援協議会の活動の中核となる居住支援法人(NPO等)を都道府県が指定

- 同法人による登録住宅の情報提供、入居相談その他の援助

○ 家賃債務保証の円滑化

- 適正に家賃債務保証を行う業者について、情報提供を行うとともに、JHFの保険引受けの対象に追加

- 居住支援法人による家賃債務保証の実施

○ 生活保護受給者の住宅扶助費等について代理納付*を推進

* 本来、生活保護受給者が賃貸人に支払うべき家賃等を、保護の実施機関が賃貸人に直接支払うこと

H29予算

居住支援協議会等による円滑な入居を図るための活動に国が補助

(KPI)
居住支援協議会に参画する市区町村(①)及び自ら設立する市区町村(②)の合計が全体(1,741 市区町村)(2016年)⇒39% (① 669+②17=686 市区町村)(2016年)
⇒80% (①+② ≥1,393 市区町村)(2020年度末)

居住支援協議会による支援の強化

居住支援協議会

居住に係る支援を行う団体
(居住支援法人、社会福祉法人等)

不動産関係団体
(宅建業者、賃貸住宅管理業者、家主等)

地方自治体
(住宅部局、福祉部局)

- ・住宅情報の提供
- ・相談の実施
- ・見守りサービスの紹介等

居住支援協議会による支援事例

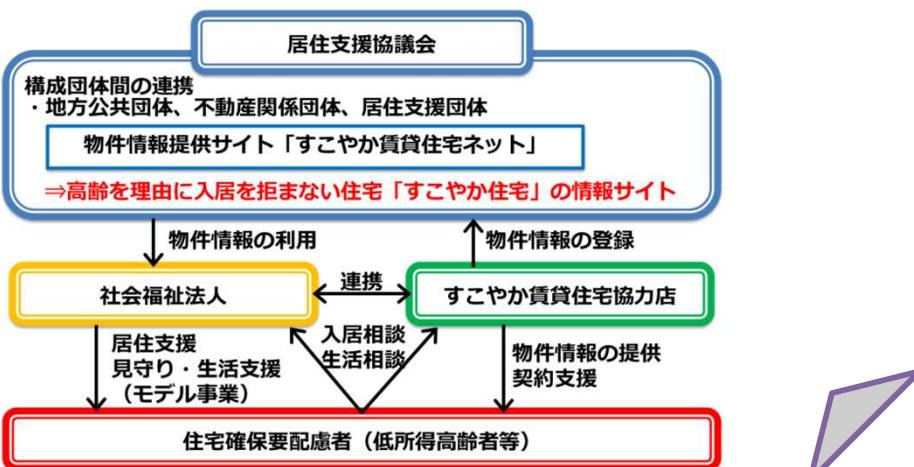
○ 居住支援においては、①家賃負担、②保証や緊急連絡先の確保、入居拒否等、の2つが大きな課題であるが、これに対して、居住支援協議会(※)や社会福祉法人、NPO法人等が様々に取り組んでいる。

※居住支援協議会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第10条第1項に基づく協議会。地方公共団体(住宅部局・福祉部局)、不動産関係団体、居住支援団体等が参画するネットワーク組織。平成29年3月末現在66協議会(47都道府県及び19区市町)設置済み。

1. 居住支援協議会による支援の例

【京都市居住支援協議会】※H24. 9設立

- 高齢者が安心して入居できる「すこやか賃貸住宅」を協力不動産事業者「すこやか賃貸住宅協力店」が登録。社会福祉法人とすこやか賃貸住宅協力店が連携し、登録情報を活用した入居支援を実施。
 - ※ 入居契約数:44件(うち契約終了は6件)29年1月時点
 - ※ 行政・不動産・福祉が連携し相談会実施(年4回)
- 低廉な「住まい」と社会福祉法人による「見守りサービス」等を一体的に提供するモデル事業を実施。



【大牟田市居住支援協議会】※H25. 6設立

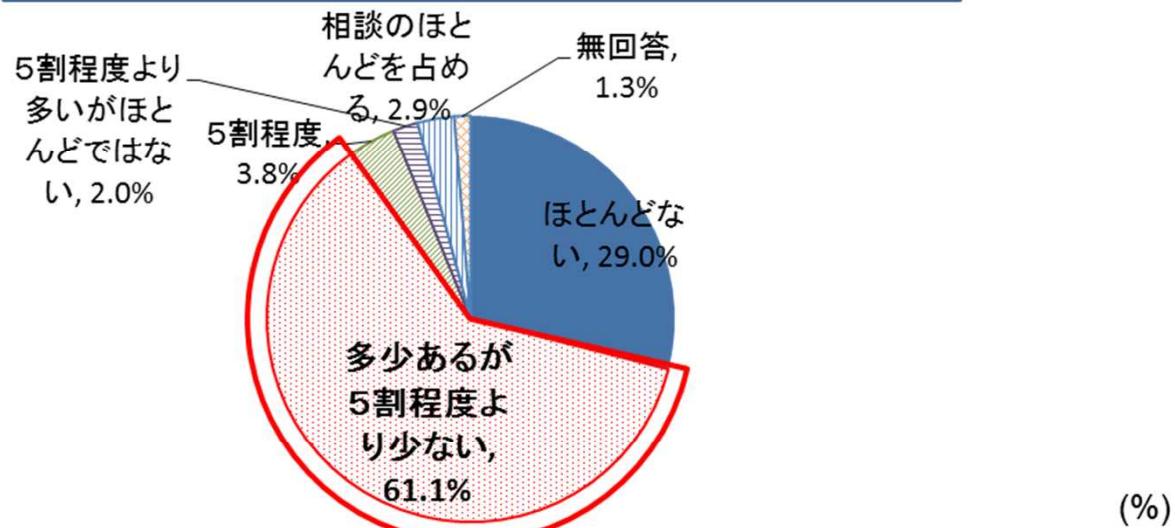
- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、住宅情報システム「住みよかネット」を構築すると共に、空き家を改修・活用出来る仕組み(※)や住宅確保要配慮者の円滑な入居のための仕組みづくりを研究。
 - ※ 悉皆調査により約1,000戸が活用可能と判断。所有者把握のための無料相談会を経て情報システムを構築し、これまでに14件の入居支援を実施。
 - ※ 協議会事務局は社会福祉協議会。



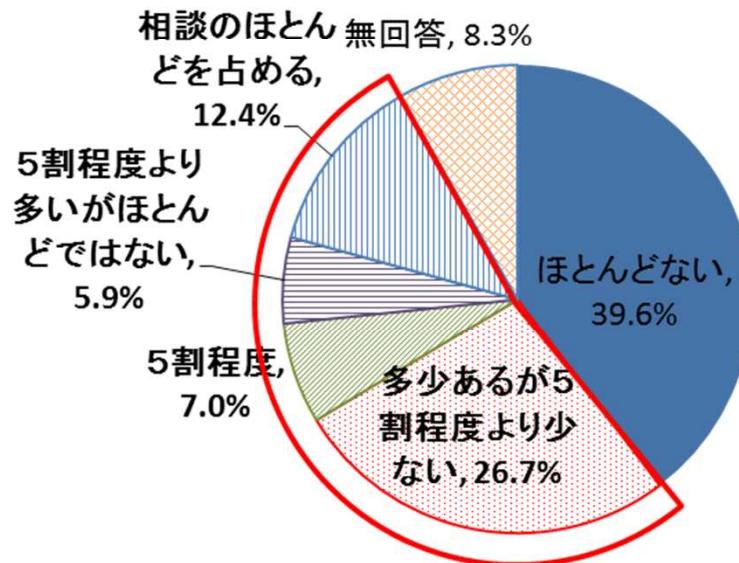
自立相談支援機関における居住支援ニーズ

- 新規相談のうち、住まいに関する相談は「多少あるが5割程度より少ない」とする自立相談支援機関が全体の約6割を占める。指定都市では、「相談のほとんどを占める」とする自立相談支援機関も2割弱存在する。
- 民間賃貸住宅への支援を行うケースにおいて、連帯保証人・緊急連絡先の確保が課題となっている自立相談支援機関が約半数を占める。

1. 新規相談のうち、住まいに関する相談が占める割合



2. 民間賃貸住宅への支援を行うケースにおいて、連帯保証人・緊急連絡先となる人がいないことが課題となったケースの割合



	全体	指定都市	中核市	一般市	町村部
ほとんどない	29.0	1.6	6.3	29.5	51.7
多少あるが5割程度より少ない	61.1	65.6	83.3	64.0	41.5
5割程度	3.8	12.5	2.1	2.8	2.5
5割程度より多いがほとんどではない	2.0	3.1	4.2	1.5	1.7
相談のほとんどを占める	2.9	17.2	2.1	0.6	1.7
無回答	1.3	-	2.1	1.5	0.8

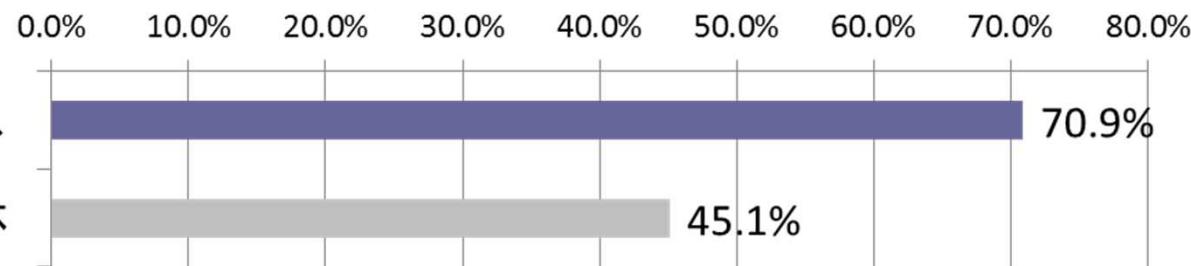
(資料出所)平成28年度社会福祉推進事業「生活困窮者の賃貸住宅入居支援にかかる具体的な方策の普及に向けた検討事業」((一財)高齢者住宅財団)。自立相談支援機関1,148か所を対象とし555機関から回答。

居住支援ニーズと社会的孤立の関係

- 住まいの喪失により生活困窮に至ったケース(プラン作成ケース)は、全体と比較して「同居家族がない」「人間関係・社会とのつながりに課題がある」「経済的に頼れる人がいない」割合が高く、社会的孤立の状況にあることがわかる。

1. 「同居家族なし」の割合

住まいの喪失により生活困窮に至ったケース



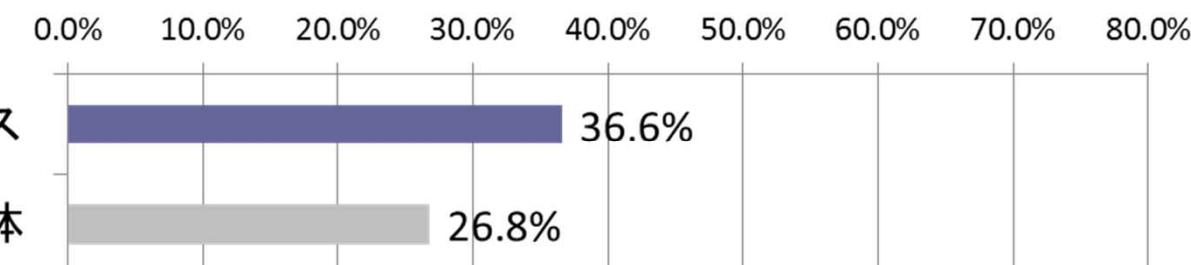
2. 「人間関係・社会とのつながりに問題がある」の割合

住まいの喪失により生活困窮に至ったケース



3. 「経済的に頼れる人がいない」の割合

住まいの喪失により生活困窮に至ったケース



(出典)平成28年度社会福祉推進事業「生活困窮の発生メカニズムに関する調査研究」(株式会社野村総合研究所)。人口15万人以上の156自治体におけるプラン作成ケース2,694件について、生活の困窮状況とライフヒストリーに関するアンケート調査を実施したもの。住まいの喪失により生活困窮に至ったケースはうち292件。

生活困窮者自立支援制度における居住支援の取組強化

1. 方向性

自立相談支援事業の相談者について、賃貸住宅の入居・居住に関して直面している困難（家賃負担、連帯保証、緊急連絡先の確保等がネックとなり賃貸住宅を借りられない）を踏まえた個別支援を充実する。

⇒ こうした困難を抱える者は、身寄りがない、世帯の経済基盤が弱い等の事情が背景にあると考えられ、自立相談支援事業の相談者像そのもの。相談者の課題を踏まえ、家賃を下げる、保証や見守りのサービスを組み合わせるといったオーダーメイドの居住支援コーディネート機能が必要。

2. 支援内容

【1. 個別支援】

相談者の課題を踏まえ、必要な物件像や居住支援サービスを見極め、不動産事業者へ同行し、物件探しや契約の支援を行う。

【2. 物件やサービスの情報収集、担い手開拓】

不動産関係者・福祉関係者の有する物件や居住支援サービスの情報を収集し、不足しているものについては担い手を開拓する。

【3. 潜在ニーズへの対応】

病院の医療ソーシャルワーカー等と連携し、入院・入所中に借家を引き払っている等で退院・退所後の居住支援を要する者を把握し、自立相談で継続的に支援する。

具体的には、以下のような取組を想定。

- (1)地元の不動産事業者から、保証人や緊急連絡先がなくても入居できる物件、家賃が低めの物件などの情報を収集
- (2)民間の家賃保証サービスや協力を得やすい不動産事業者リストなどについて、都道府県の居住支援協議会から情報収集
- (3)緊急連絡先の代わりになりうる見守りサービス等について、市町村の福祉担当や社協などから情報収集
- (4)家賃保証や緊急連絡先の受けにについて、厚労省が提供する取組事例を元に社会福祉法人等に打診、スキームづくり
- (5)取組事例を元に、物件サブリース等により緊急連絡先不要で安価な住居を自ら提供する社会福祉法人を開拓

3. 平成29年度予算

【予算額】2.5億円

【補助率】1／2

居住支援事業(平成29年度新規事業)の実施状況

- 平成29年度予算による居住支援事業について、地域の持家率などに関わらず支援ニーズが認識されており、各地で実施が拡がっている。

【愛知県】参考:愛知県の持家率58.7%

運営方法:公益社団法人に委託

支援内容:

- 委託先に専用回線を設け、住まいに関する電話相談(入居者、入居希望者や大家)や困窮者に対する理解のある大家・物件の紹介
- 委託先の法人が大家に対して、入居後の見守りや日常の声かけなどを促す

(参考)事業のパンフレット



【富山県高岡市】参考:富山県の持家率79.4%

運営方法:直営

支援内容:

- 不動産業者の紹介
- 市の建築部門と連携して空き家となっている住宅を低廉な家賃で貸してもらえるよう、オーナーと交渉や対象物件の調査など

【埼玉県飯能市】参考:埼玉県の持家率66.1%

運営方法:直営

支援内容:

- 物件探しのお手伝い
- 不動産事業者へ同行し契約等支援
- 入居後の支援(住民票などの転居手続き等)

民間の住宅関連事業者との連携事例

- 自立相談支援機関においては、生活困窮者の居住支援ニーズに対して、住居確保給付金を活用する場合にとどまらず、民間の住宅関連事業者との連携による支援が拡がっている。

1. 生活困窮者の賃貸住宅入居支援に際して活用可能な社会資源の状況

地元の不動産業者等で、高齢者や障害者等の入居支援に実績のあるネットワークが活用できる
高齢者や障害者の入居に前向きな大家さんを把握している

居住支援を行っているNPO法人がある

居住支援協議会が設置されている

行政住宅部局等が窓口となり、住宅困窮者向けの支援を行っている（公営住宅関係を除く）

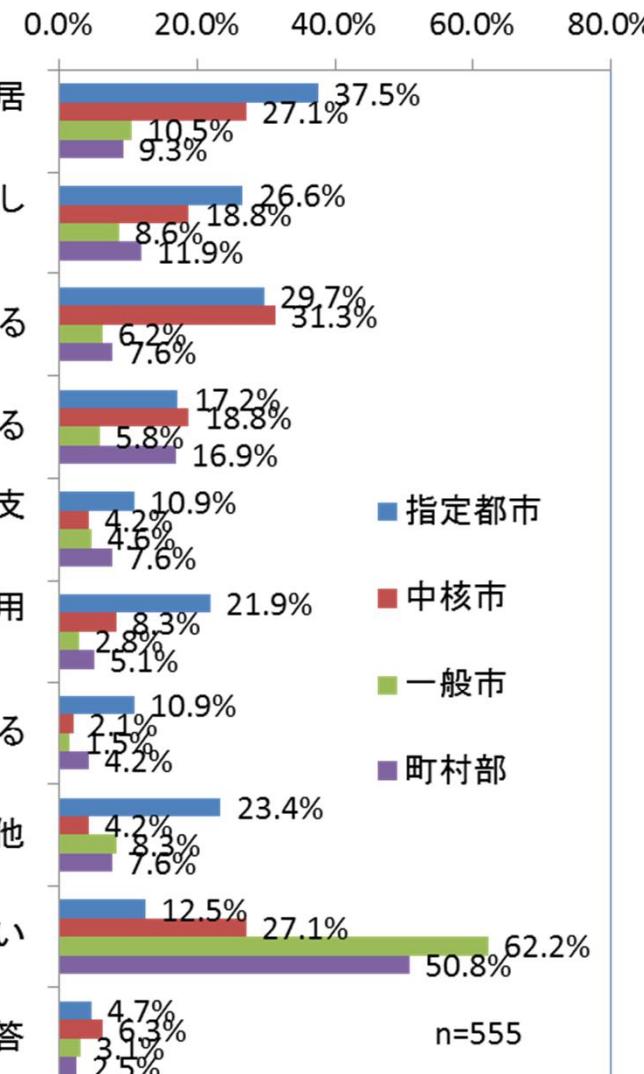
民間の家賃保証や緊急連絡先等のサービスが活用できる

居住支援を行っている社会福祉法人がある

その他

特に活用可能なものはない

無回答



2. 自立相談支援機関と地元の不動産事業者の連携事例



← 不動産店の店頭に設置されている自立相談支援事業の案内パンフレット



↑ 自立相談支援機関の支援員と、地元の不動産事業者との打ち合わせの様子（制度概要の共有や、生活困窮者が入居しやすい物件の場所の確認などを行っている）



居住に関する資源を巡る課題への対応状況

- 居住に関する資源を巡る課題については、新住宅セーフティネットにより制度的対応がなされ、今後、実効性のある施行に向けて、引き続き福祉・住宅行政の連携を深めていく必要。
- 一方、施設ほどではない支援や見守りの提供については、各地で先進的な取組がなされている状況。

1. 安価な
家賃の住
宅の確保

新住宅セーフティネットによる対応

2. 入居支
援の強化

3. 家賃債
務保証の
円滑化

4. 施設ほ
どではない
支援や見
守りの提供

- 生活困窮者の入居を拒まない賃貸住宅を「登録住宅」とし、そのうちの「専用住宅」については①改修費の補助や②家賃債務保証料・家賃の低廉化の補助を実施。
- 住宅の形態としては、戸建ての空き家を改修したシェアハウスや、例えばアパート一棟を借り上げての集住型等、様々な形をとることが可能な枠組みとなった。

- 居住支援協議会の活動の中核となる居住支援法人を都道府県が指定し、登録住宅の情報提供、入居相談等を行う。国はこうした居住支援活動に支援を実施。
- これまで各地の福祉関係者が独自に行ってきました活動が、法的位置づけを得られる枠組みとなった。

- 適正に家賃債務保証を行う業者について、情報提供を行うとともに、(独)住宅金融支援機構の保険引受けの対象に追加。
- 居住支援法人による家賃債務保証の実施。

- 制度的な対応としては、高齢者については地域支援事業でカバーしうる枠組みとなっているものの、高齢者以外も含めて存在する支援ニーズ全体への包括的な対応とはなっていない。
- 各地で先進的な取組事例が展開されているが、それらには共通する要素が見られる(次ページ)。

「施設ほどではない支援や見守り」を提供している事例

NPO法人ふるさとの会による取組(墨田区・台東区)

地域に点在するアパート・戸建ての住宅に居住する人に対して支援



共同リビング・サロン

共同リビングやサロンを運営する職員が居場所づくり・仲間づくり・同居者同士のトラブルミーティングや相談支援を担う。

※居住支援を受ける人が生活支援の担い手として就労する側面もある

社会福祉法人偕生会による「地域善隣事業」(低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業)の取組(豊後大野市)

戸建ての空き家を活用



シェアハウスでの同居

養護老人ホームの職員が食事の提供や地域住民との関係づくりを担う。また、同居者同士の互助でできることを見極める。

NPO法人抱樸による取組(北九州市)

地域に点在するアパート・戸建ての住宅に居住する人に対して支援



(互助会運営委員会の様子)

自立者同士の「互助会」・ボランティアセンター

自立生活サポートセンターが居宅設置後の自立生活を支援し、互助会やボランティアセンターが自立者・ボランティアによる行事運営や行事カレンダー訪問配布、相互のお助け活動をコーディネートする。

ナガヤタワーにおける取組(鹿児島市)

通常の民間マンション
(6階建て・1R~2LDK)



共同リビング・台所・風呂

共同生活の調整役として、相談員が交流企画(食事会やサークル活動等)を担う。

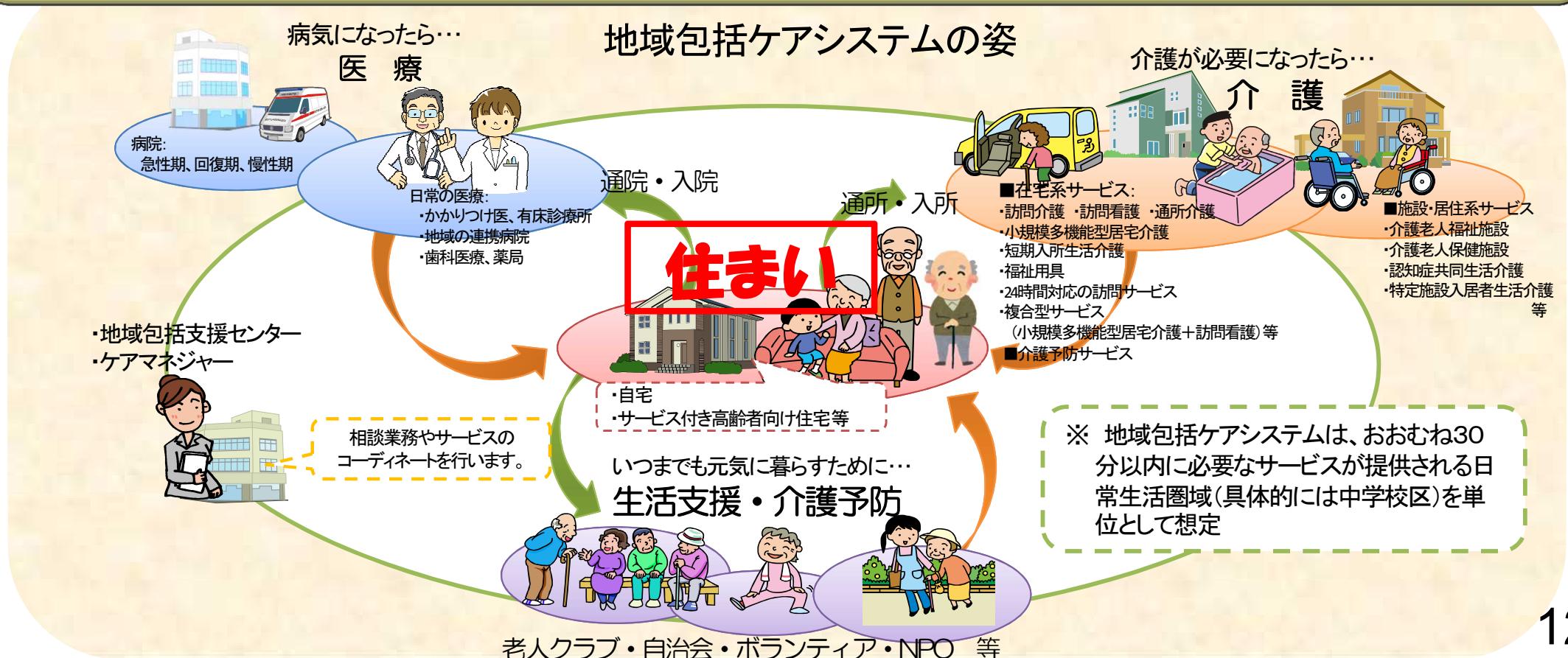
特にご議論いただきたい点

3. 新たな居住支援について

- 安価な家賃の住宅の確保等については、新住宅セーフティネットにより制度的対応がなされたが、今後、実効性のある施行に向けて、福祉・住宅行政がどのように連携していくか。
(検討の視点(例))
 - ・ 福祉事務所設置自治体レベルで把握している居住支援ニーズをどのように支援につなげるか
 - ・ 都道府県を中心に設置されている居住支援協議会がこうしたニーズに対応するための枠組みをどう考えるか。
- 生活困窮者は孤立の課題を抱えており、安心して住まうために、孤立の解消に向けた支援や見守りをどのように提供していくか。
(検討の視点(例))
 - ・ 先進的な取組事例に共通する要素は、孤立の解消を目的に、共同リビングを設ける等して住む人同士の関係づくり(共生)を支えることではないか。こうした支援のあり方についてどう考えるか。
 - ・ その際、生活困窮者は「支えられる側」に固定されるわけではなく、例えば見守りをする側になる等、支える側としての役割も果たせるのではないか。
 - ・ こうした支援や見守りがあれば、民間賃貸住宅に居住しやすくなるのではないか。
 - ・ 住む人同士の関係づくり(共生)では解決しきれない問題に対して、どのように支援していくか。

地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差。
- 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。



「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」の概要

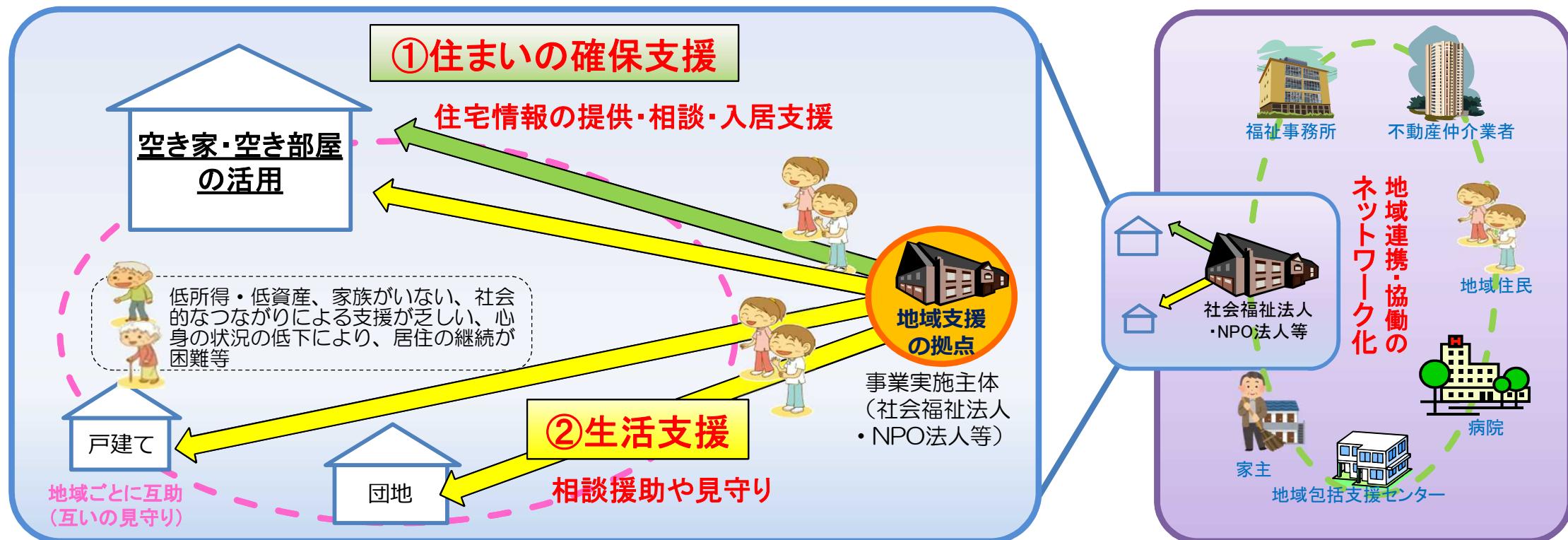
1. モデル事業の概要

自立した生活を送ることが困難な低所得・低資産高齢者等を対象に、社会福祉法人やN P O 法人等が、地域連携・協働のネットワークを構築し、①既存の空家等を活用した住まいの確保を支援するとともに、②日常的な相談等（生活支援）や見守りにより、高齢者等が住み慣れた地域において継続的に安心して暮らせるよう体制を整備する事業に対して助成を行う。

2. 実施主体 市区町村（社会福祉法人、N P O 法人等への委託可能）

※平成28年度現在、15自治体がモデル事業を実施。

(事業のイメージ)



► モデル事業で行われている効果的な取組について、全国的な展開を図っていく。

「住まいの確保支援」と「生活支援」の実施例

○事業実施自治体では、地域の社会資源・人的資源のつながりの中で、個々のニーズに応じた多様な取組が行われている。

モデル①

社会福祉法人等が、不動産業者と連携した住まい確保支援と入居後の生活支援を一環して実施。(京都市、天理市等多数)

モデル②

社会福祉協議会が、支援プランを提案(コーディネート)し、各種支援団体に繋げるシステムの構築。(福岡市)

モデル③

社会福祉法人(養護老人ホーム)が、空き家・貸家を借上げ、住まい支援と生活支援を一体的に実施。(岩手県雫石市、大分県豊後大野市)

その他

- ・大規模公営住宅での入居支援、定着支援、孤立防止への取り組み(横浜市)
- ・地域の見守り活動、空き物件の利用による総合相談、住まい支援(川崎市) 等

モデル①京都市

～社会福祉法人が、不動産業者と連携した住まい確保支援と入居後の生活支援を一環して実施～

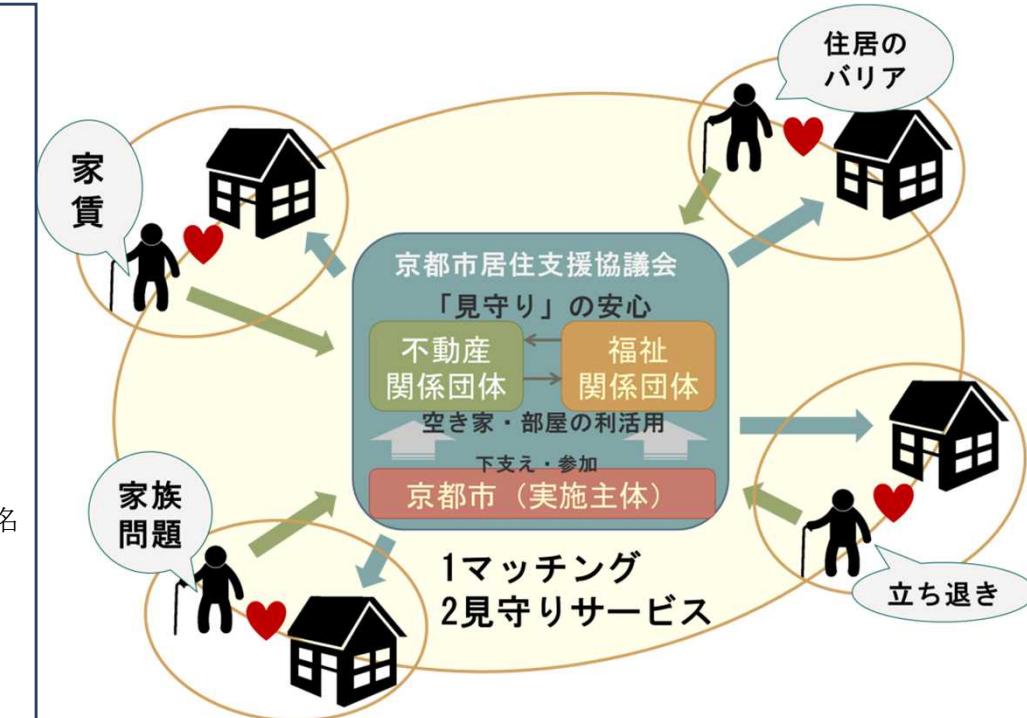
「京都市高齢者すまい・生活支援モデル事業」

◆事業の概要

- ・京都市居住支援協議会における関係機関との連携(プラットフォーム)
※「高齢者を拒まない住宅」登録している不動産業者と連携
- ・京都市老人福祉施設協議会に加盟する8法人が5行政区で事業を実施
- ・各エリアごとに、本人×社会福祉法人×不動産業者(家主)の三者面談を行い、互いの信頼の下で空き部屋をマッチング
- ・毎月、全体の作業部会を開催し、事業の進捗管理
- ・住み替え後は、社会福祉法人による見守りサービスを実施

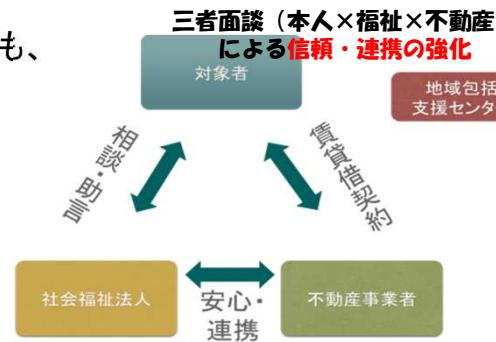
◆事業の成果

- ・事業開始(26年11月)から28年3月末現在まで、25名が住み替えを実現
(内訳) 60代3名、70代10名、80代9名、90代3名。未申請・自立11名、要支援8名、要介護6名
(住替理由) 立ち退き、建物の老朽化、契約更新不可、虐待、退院後の住居なし等
(保証人) 25事例中、19事例は保証人あり。
保証人なしの場合、保証会社の利用または理解ある家主
- ・「社福法人による見守りサービス」による家主の安心＝貸し手の負担減を



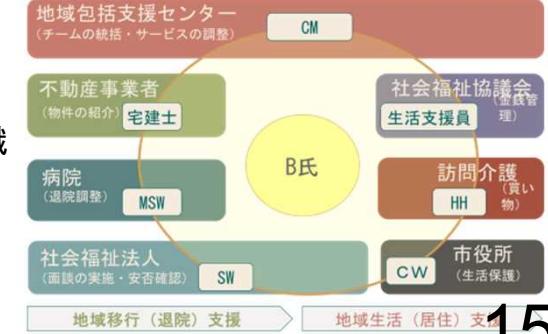
事例① 住み替え支援

- ・90代 女性
- ・住居先の立ち退きを迫られ、モデル事業利用を検討。
- ・支援開始以前は独立で住居を探すも、高齢を理由に断られる。
- ・現在はモデル事業により低廉なアパート入居。
- ・週一回の見守りを実施。



事例② 退院支援

- ・60代 男性
- ・難治性疾患の治療のため市内の病院に長期入院。
- ・家賃トラブルにより入院前の住居は強制立ち退き。
- ・モデル事業で、関係機関と専門職が連携することにより、難治性疾患を抱えながらも地域で暮らすことが可能に。



モデル②福岡市

～社会福祉協議会が、支援プランを提案（コーディネート）し、各種支援団体に繋げるシステムの構築～

「住まいサポートふくおか」

◆事業の概要

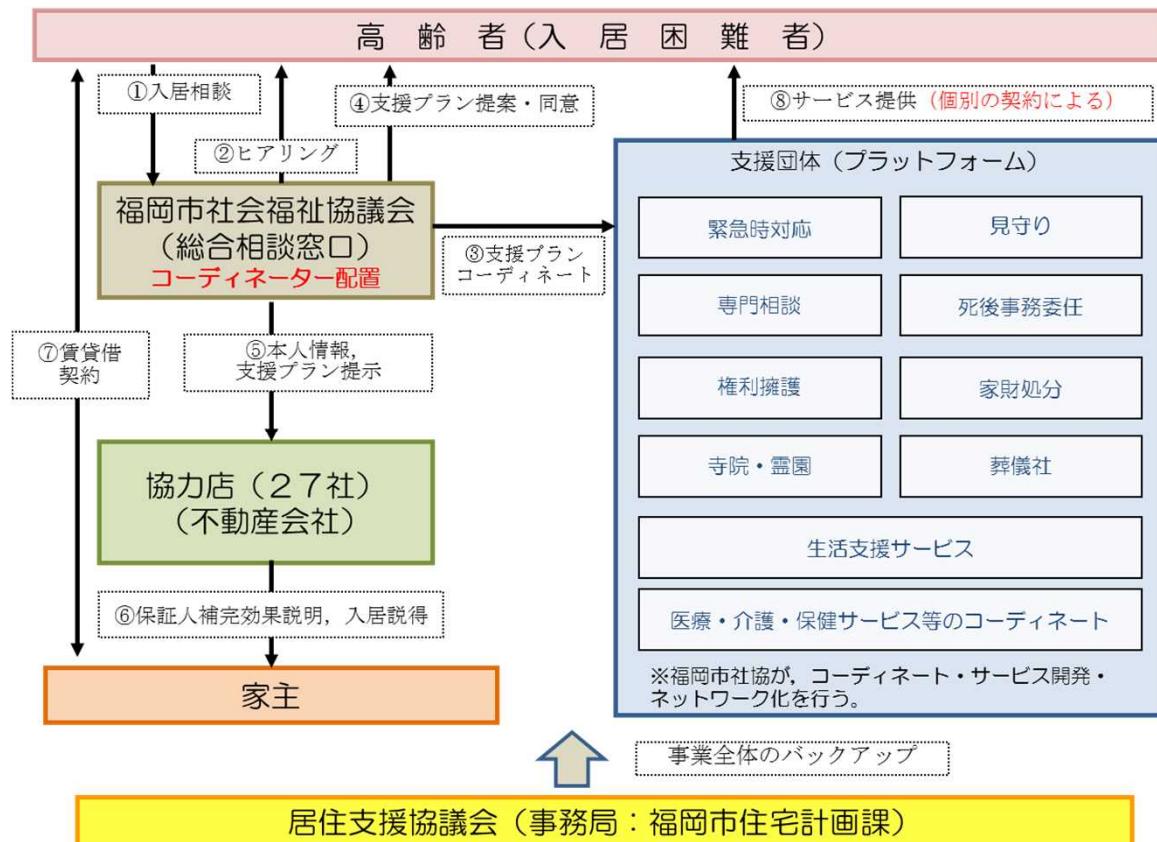
- ・保証人、緊急連絡先確保が困難な高齢者に対し、民間賃貸住宅への円滑な入居及び入居後の支援を行う。
- ・制度に協力する不動産会社及び各種支援団体で構成されるプラットフォームを構築
- ・福岡市社会福祉協議会が事業主体
- ・福岡市社協にコーディネーターを配置し、相談者に対して支援団体が提供するサービスの組み合わせを提案
- ・社協が各種支援団体に支援プランを提示することにより、本人と支援団体（サービス事業者）は、円滑に契約を締結

◆事業の成果

- ・事業開始(26年10月)から28年11月末まで、相談件数463件、賃貸借契約件数112件を実現

(相談の内訳)

- ・単身女性が最多(246件)
- ・80歳以上が125件、70～79歳が224件、69歳以下は169件
- ・転居理由は、「家賃」(低廉な住宅への住替え)が100件で最多。次いで「立ち退き」92件
- ・希望家賃は3万円代が最多。次いで4万円代、3万未満



事例 住み替え支援

- ・80代 女性
- ・住まい一マンション4階(エレベーターなし)での一人暮らし
- ・親族 一弟がいるが高齢、甥は遠方に住む
- ・疾患 一心疾患(ペースメーカー植え込み)
- ・手帳 一身障1級
- ・収入 一年金月215,000円
- ・債務 一家賃3ヶ月分(180,000円) 社会保険料等(200,000円程度)
- ・課題 一心筋梗塞を発症し、治療費がかさんだことで家賃を滞納してしまい、所有者から退去を命じられた。
自身で不動産会社をまわるが部屋を借りることができなかった。

市社会福祉協議会において以下のサービスをコーディネート

- ・見守り 「ふれあいネットワーク」によるボランティアの定期訪問
- ・貸付 生活福祉資金「転宅費」の利用
- ・家計相談 一生協が行う家計相談を利用
- ・家財処分 不要な家財の処分と引越支援
- ・手続支援 民生委員による引越前のフォロー

モデル③岩手県雫石町

～社会福祉法人（養護老人ホーム）が、空き家・貸家を借上げ、住まい支援と生活支援を一体的に実施～

「雫石町高齢者生活支援モデル事業」

◆事業の概要

(法人の問題意識)

- 養護老人ホームには、地域の社会資源を効果的に利用すれば、必ずしも措置入所せずに地域で暮らすことができる方がいる可能性。
- また、入所時の課題が解決され、地域に戻れる入所者もいるが、入所時に住む場所を失くしているため、地域に戻りたくても戻れない状況。

(事業概要)

- 養護老人ホーム「松寿荘」は、空き家・貸家を活用し、対象者に住まいの支援と生活支援を実施。

※養護老人ホームのノウハウによる自立支援

○対象者

- ・低所得高齢者、家屋の老朽化等により不安を抱かれている方
- ・過疎地域で冬期間の生活が困難な方
- ・養護老人ホーム利用者で地域生活が可能と思われる高齢者

○住まいの支援

法人が借り上げた空き家・貸家を転貸（計4件）

※法人による家賃の一部補助

※家主は、借受人が社会福祉法人であるため安心して貸せる。

○生活支援

2名の専任職員（嘱託）を雇用。毎朝の安否確認、通院・買物支援等や地域行事に関する情報提供と参加時の支援。

※地域の民生委員による協力を受けつつ、社会福祉法人が24時間バックアップ。

◆事業の成果

○28年10月現在、4世帯5名がモデル事業を利用（単身3人、親子一組）。50代障害者も利用。

○高齢者だけでなく、制度の狭間に陥った多様なニーズに対応。

○支援内容は、当初は手厚く、信頼関係を築いてから手を放していく、現状は移動支援程度。いずれの利用者も、劣悪な居住環境から住替えて、生活が整い、自立意欲も高まった。

○利用者どうしの交流もはじまっている。（互助）



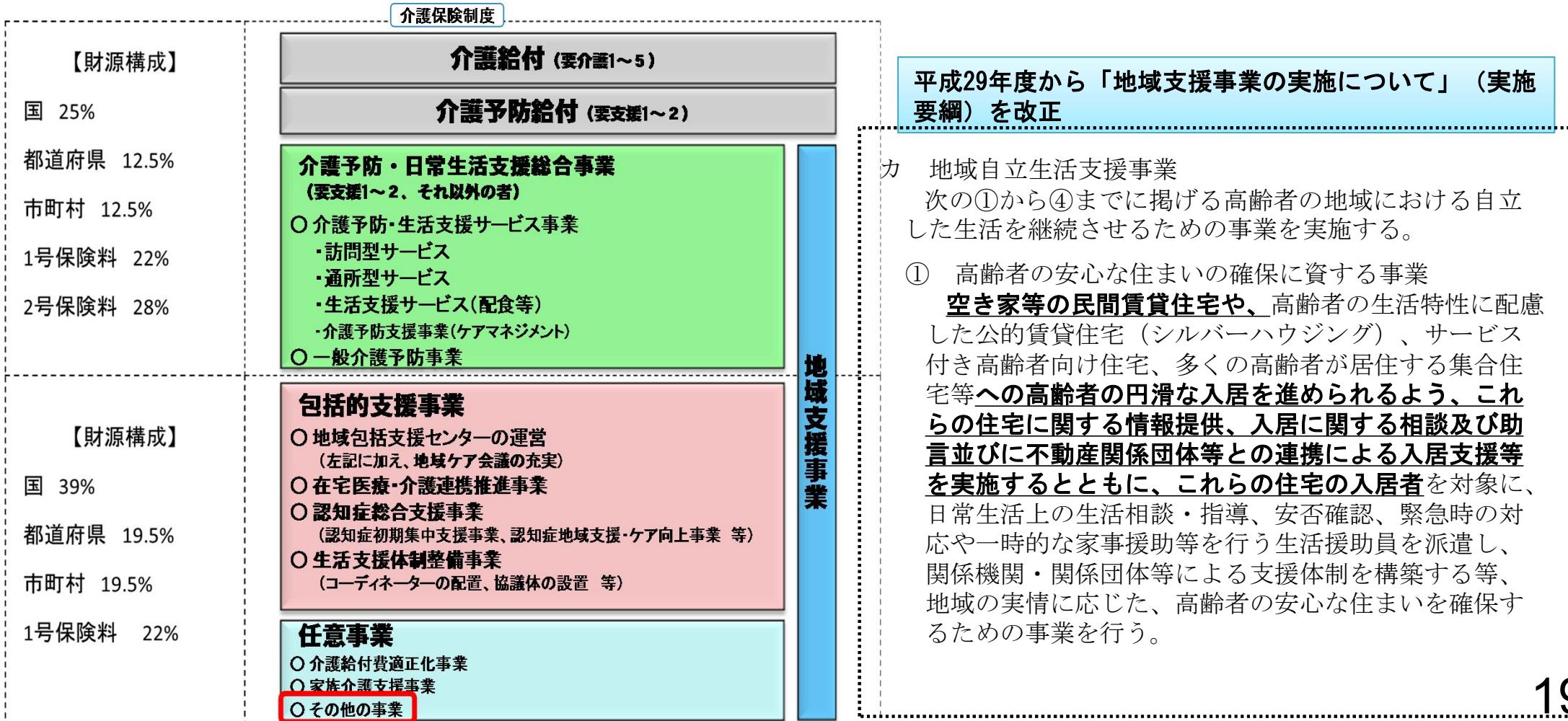
低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業の実施主体等

~いずれの地域でも支援団体、関係機関、住民、行政等によるネットワークが構築されている~

	自治体	ネットワーク(プラットフォーム)の構成機関・事業者等、生活支援・見守り等の実施主体(下線)		自治体	ネットワーク(プラットフォーム)の構成機関・事業者等、生活支援・見守り等の実施主体(下線)	
1	北海道 本別町	総合ケアセンター、地域包括支援センター、 町居住支援協議会 、企画振興課、建設水道課、 <u>町社会福祉協議会</u>		8	静岡県 浜松市	市民協働・地域政策課、地域包括支援センター、長寿保険課、市・区社会福祉協議会、 <u>社会福祉法人</u> 、NPO法人
2	岩手県 雫石町	総合福祉課、健康推進課、地域包括支援センター、民生委員、町社会福祉協議会、地域整備課(空き家対策担当)、町内高齢者施設連絡協議会、 <u>社会福祉法人</u> (養護老人ホーム)		9	京都府 京都市	市居住支援協議会 (市地域包括支援センター・在宅介護支援センター連絡協議会、京都地域密着型サービス事業所協議会、市老人福祉施設協議会、宅地建物取引業協会、全日本不動産協会、日本賃貸住宅管理協会、府不動産コンサルティング協会、住宅供給公社), <u>市老人福祉施設協議会</u> が公募・選定した社会福祉法人
3	宮城県 岩沼市	介護福祉課、地域包括支援センター、市社会福祉協議会、民生委員、大手コンビニエンスストア、JA、生協、社会福祉法人、 <u>公益社団法人</u>		10	奈良県 天理市	介護福祉課、地域包括支援センター、不動産業者、 <u>社会福祉法人</u>
4	秋田県 横手市	高齢ふれあい課、民生委員、市社会福祉協議会、医療・介護サービス事業者、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、建築住宅課、生活環境課、県宅地建物取引業協会、複数の社会福祉法人		11	福岡県 福岡市	福祉・介護予防課、住宅計画課、 市居住支援協議会 、不動産会社、 <u>支援団体</u> 、市社会福祉協議会 ※社会福祉協議会にコーディネーターを配置し、相談者に対して支援団体が提供するサービスの組み合わせを提案
5	埼玉県 和光市	長寿あんしん課、福祉政策課、市内地域包括支援センター、介護サービス事業者、市内不動産事業者、NPO法人等		12	福岡県 大牟田市	長寿社会推進課、地域包括支援センター、 市居住支援協議会 、障害者相談支援事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、建築住宅課、不動産仲介業者、 <u>NPO法人</u>
6	神奈川県 横浜市	福祉保健課、福祉保健センター、地域包括支援センター、区社会福祉協議会、県高齢社会課、住宅供給公社、 <u>社会福祉法人</u>		13	福岡県 うきは市	保健課、地域包括支援センター、福祉事務所、社会福祉法人連絡協議会、介護サービス事業連絡会、ボランティア連絡協議会、ふれあいセンター・福祉部連絡会、住環境建設課、不動産会社、 <u>市社会福祉協議会</u>
7	神奈川県 川崎市	地域包括ケア推進室、住宅整備推進課、 市居住支援協議会 、 <u>小規模多機能型居宅介護事業所</u> を運営するNPO法人、生活困窮者自立支援法に基づく相談支援を行っている企業組合		14	大分県 豊後大野市	高齢者福祉課、地域包括支援センター、医療機関(市民病院)、民生委員、自治委員、社会福祉法人(養護老人ホーム)

①地域支援事業等の活用による全国展開

- 平成26年度から「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」を行っているが、平成29年度以降は、各地域で行われている先進的・効果的な取組について、地域支援事業を始め、様々な方策を活用等しながら全国展開を図っていく。
- 具体的には、地域支援事業の一つにある「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」について、入居に係る支援等の内容をより明確にした上で、事業の拡充を行う。



(参考)高齢者の住まいの確保に資する事業(地域支援事業)の実施状況(27年度実績)

- 保険者は、介護保険料等を財源として地域支援事業を実施しており、その中の1メニューとして、「高齢者の住まいの確保に資する事業」がある。(27年度実績:約280保険者)
- 代表的な事業例として、「シルバーハウジング等に対して、生活指導、安否確認、緊急時の対応を行う生活援助員を派遣する事業」(以下「シルバーハウジング・プロジェクト等」という。)がある。(27年度実績:210保険者)

<シルバーハウジング・プロジェクト等の実施状況>

都道府県		保険者名
北海道	29	江別市、千歳市、函館市、木古内町、長万部町、江差町、小樽市、後志広域連合(赤井川村)、美唄市、砂川市、南幌町、空知中部広域連合、名寄市、鷹栖町、留萌市、北見市、網走市、大空町、美幌町、津別町、雄武町、伊達市、白老町、日高中部広域連合、清水町、更別村、幕別町、釧路市、釧路町
青森県	4	青森市、弘前市、三沢市、平川市
岩手県	3	盛岡市、紫波町、二戸地区広域行政事務組合
宮城県	5	石巻市、白石市、大崎市、柴田町、加美町
秋田県	1	大仙市
山形県	2	山形市、西川町
福島県	6	福島市、国見町、三春町、白河市、会津若松市、郡山市
茨城県	2	ひたちなか市、茨城町
栃木県	3	宇都宮市、栃木市、矢板市
群馬県	2	前橋市、桐生市
埼玉県	4	さいたま市、越谷市、蕨市、鶴ヶ島市
千葉県	3	千葉市、松戸市、習志野市
東京都	7	目黒区、大田区、北区、板橋区、八王子市、東村山市、国立市
神奈川県	9	横浜市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、大和市、座間市、綾瀬市

都道府県		保険者名
新潟県	4	新潟市、見附市、妙高市、上越市
富山県	6	富山市、高岡市、上市町、南砺市、黒部市、入善町
石川県	2	金沢市、輪島市
福井県	2	福井市、大野市
山梨県	1	山梨市
長野県	7	長野市、上田市、須坂市、伊那市、駒ヶ根市、阿南町、諏訪広域連合
岐阜県	4	岐阜市、郡上市、養老町、御嵩町
静岡県	4	静岡市、浜松市、三島市、長泉町
愛知県	12	名古屋市、豊橋市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、西尾市、蒲郡市、江南市、稻沢市、高浜市
三重県	2	伊勢市、大紀町
滋賀県	1	栗東市
京都府	1	京都市
大阪府	11	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、茨木市、大東市、和泉市、泉南市
兵庫県	13	神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、加古川市、西脇市、宝塚市、川西市、淡路市、
奈良県	2	奈良市、桜井市
和歌山県	1	和歌山市

都道府県		保険者名
鳥取県	2	鳥取市、境港市
島根県	5	松江市、出雲市、益田市、浜田市、江津市
岡山県	3	岡山市、備前市、倉敷市
広島県	5	広島市、呉市、三原市、尾道市、福山市
山口県	6	下関市、宇部市、山口市、萩市、岩国市、周南市
徳島県	4	徳島市、阿南市、吉野川市、石井町
香川県	1	高松市
愛媛県	2	松山市、東温市
高知県	2	高知市、梼原町
福岡県	4	北九州市、飯塚市、中間市、小郡市
佐賀県	1	鳥栖地区広域市町村圏組合
長崎県	1	松浦市
熊本県	3	熊本市、八代市、玉名市
大分県	4	中津市、日田市、佐伯市、竹田市
宮崎県	2	延岡市、日向市
鹿児島県	9	鹿児島市、鹿屋市、阿久根市、出水市、指宿市、日置市、霧島市、姶良市、和泊町
沖縄県	3	那覇市、沖縄市、沖縄県介護保険広域連合

合計 210保険者

(参考)介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための指針(案)

- 介護保険事業(支援)計画と市町村賃貸住宅供給促進計画との調和に努めるべきことを追加。
- 高齢者の居住安定に係る施策との連携において、「居住支援協議会等の場の活用」や「適切な入居支援と入居後の生活の支援の体制を整備しつつ、低廉な家賃の住まいの活用」が重要であることを追加。

社会保障審議会介護保険部会(第72回)平成29年6月21日資料(関係部分抜粋)

(5)市町村賃貸住宅供給促進計画との調和

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護給付等対象サービス等に関する施策を、居住等に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進することが重要である。こうした観点から、市町村介護保険事業計画については、高齢者等の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標等を定める市町村賃貸住宅供給促進計画と調和が保たれたものとし、住宅担当部局をはじめとした関係部局と連携を図ること。

(5)高齢者の居住安定に係る施策との連携

住まいは地域包括ケアシステムの基礎となるものであるため、地域においてそれぞれの生活のニーズに合った住まいが提供され、かつ、その中で生活支援サービスを利用しながら個人の尊厳が確保された生活が実現されることが、保健、医療、介護等のサービスが提供される前提となる。

このため、持家や賃貸住宅の住宅改修支援に加え、生活指導・相談、安否の確認、一時的な家事援助、緊急時対応等のサービスを提供するシルバーハウジング・プロジェクトや加齢対応構造等を備えた公営住宅その他の高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームに関する供給目標等について、必要に応じて都道府県と連携を図り定めることが重要である。

また、今後、生活困窮者や社会的に孤立する高齢者等多様な生活課題を抱える高齢者の増加が見込まれることから、六十五歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする養護老人ホームや、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他の日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする軽費老人ホームについて、地域の実情に応じて、サービス量の見込みを定めることが重要である。

さらに、居住支援協議会等の場を活用することにより、適切な入居支援と入居後の生活支援の体制を整備しつつ、低廉な家賃の住まいを活用した高齢者の居住の確保を図ることも重要である。

※ 本資料は現時点での案をお示しするものであり、今後、介護保険部会での議論等により変更があり得るものである。

②低所得高齢者等住まい・生活支援の取組に関する普及啓発

- 平成29年度においては、低所得高齢者等住まい・生活支援の取組に関する普及啓発を目的として、
 - ・ **地方ブロック単位**（北海道、東北、関東信越、東海北陸、近畿、中国四国、九州）における関係機関の取組と連携を図りながら、**地方自治体、住宅・福祉関係者が集まる場を開催し**、その地域に応じた**先進的な取組の発表、関連施策の紹介、意見交換**などを行うとともに、
 - ・ **モデル事業を実施した自治体による意見交換やシルバーハウ징・プロジェクト等の実情を把握し、本取組の全国展開のための課題や有効な手法を抽出し、全国にフィードバックする。**
- また、こうした取組を通じて、住宅・福祉分野の連携が本省だけでなく基礎自治体単位でもしっかりと浸透していくよう、**関係者のネットワークの構築を支援していく**。

モデル自治体の意見交換・シルバーハウジング・プロジェクト等の実情把握
(本取組の全国展開のための課題や有効な手法を抽出・フィードバック)

○近畿ブロック

<関係機関>

- ・近畿厚生局
- ・近畿地方整備局
- ・京都市等(モデル自治体)

○東海北陸ブロック

<関係機関>

- ・東海北陸厚生局
- ・北陸地方整備局
- ・中部地方整備局
- ・浜松市等(モデル自治体)

北海道

青森

秋田

岩手

山形

宮城

福島

群馬

栃木

茨城

埼玉

東京

千葉

○北海道ブロック

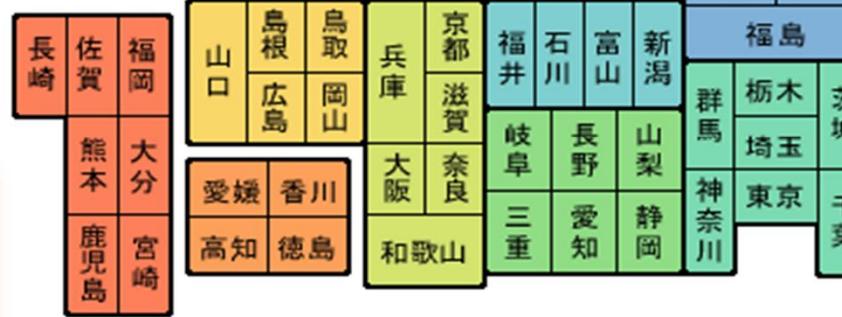
<関係機関>

- ・北海道厚生局
- ・北海道開発局
- ・本別町(モデル自治体)

○中国・四国ブロック

<関係機関>

- ・中国・四国厚生局
- ・四国厚生支局
- ・中国地方整備局
- ・四国地方整備局



○九州ブロック

<関係機関>

- ・九州厚生局
- ・九州地方整備局
- ・福岡市等(モデル自治体)

○東北ブロック

<関係機関>

- ・東北厚生局
- ・東北地方整備局
- ・零石町等(モデル自治体)

○関東信越ブロック

<関係機関>

- ・関東信越厚生局
- ・関東信越地方整備局
- ・川崎市等(モデル自治体)

參考資料

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにする。

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進（介護保険法）

全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化

- ・国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業（支援）計画を策定。計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載
- ・都道府県による市町村に対する支援事業の創設
- ・財政的インセンティブの付与の規定の整備

（その他）

- ・地域包括支援センターの機能強化（市町村による評価の義務づけ等）
- ・居宅サービス事業者の指定等に対する保険者の関与強化（小規模多機能等を普及させる観点からの指定拒否の仕組み等の導入）
- ・認知症施策の推進（新オレンジプランの基本的な考え方（普及・啓発等の関連施策の総合的な推進）を制度上明確化）

2 医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）

- ① 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設

※ 現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長することとする。病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用することとする。

- ② 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備

3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）

- ・市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
- ・高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける

（その他）

- ・有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化（事業停止命令の創設、前払金の保全措置の義務の対象拡大等）
- ・障害者支援施設等を退所して介護保険施設等に入所した場合の保険者の見直し（障害者支援施設等に入所する前の市町村を保険者とする。）

II 介護保険制度の持続可能性の確保

4 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。（介護保険法）

5 介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）

- ・各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳の保険料）について、被用者保険間では『総報酬割』（報酬額に比例した負担）とする

※ 平成30年4月1日施行。（Ⅱ5は平成29年8月分の介護納付金から適用、Ⅱ4は平成30年8月1日施行）

1. 保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進

見直し内容～保険者機能の抜本強化～

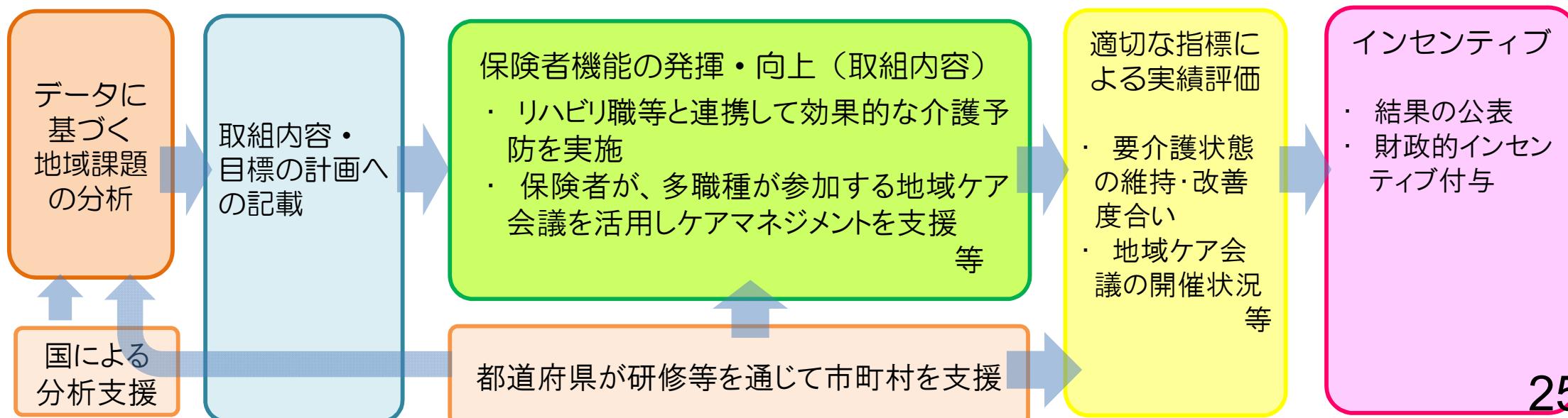
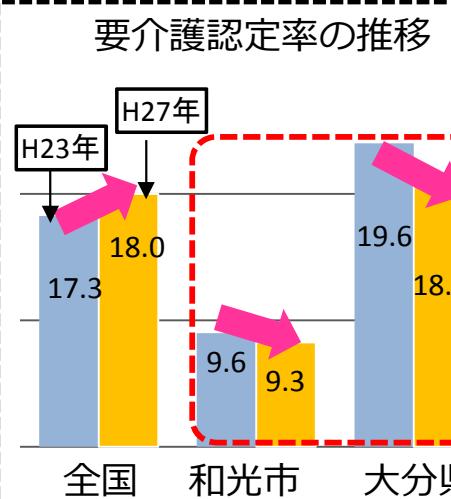
- 高齢化が進展する中で、地域包括ケアシステムを推進するとともに、制度の持続可能性を維持するためには、保険者が地域の課題を分析して、高齢者がその有する能力に応じた自立した生活を送っていただくための取組を進めることが必要。
- 全市町村が保険者機能を発揮して、自立支援・重度化防止に取り組むよう、
 - ① データに基づく課題分析と対応(取組内容・目標の介護保険事業(支援)計画への記載)
 - ② 適切な指標による実績評価
 - ③ インセンティブの付与を法律により制度化。

※主な法律事項

- ・介護保険事業(支援)計画の策定に当たり、国から提供されたデータの分析の実施
- ・介護保険事業(支援)計画に介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標を記載
- ・都道府県による市町村支援の規定の整備
- ・介護保険事業(支援)計画に位置付けられた目標の達成状況についての公表及び報告
- ・財政的インセンティブの付与の規定の整備

先進的な取組を行っている和光市、大分県では

- 認定率の低下
- 保険料の上昇抑制



2. 新たな介護保険施設の創設

見直し内容

- 今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設する。
- 病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。

＜新たな介護保険施設の概要＞

名称	介護医療院 ※ただし、 <u>病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用することとする。</u>
機能	要介護者に対し、 <u>「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供する。</u> （介護保険法上の介護保険施設だが、医療法上は医療提供施設として法的に位置づける。）
開設主体	地方公共団体、医療法人、社会福祉法人などの非営利法人等

☆ 現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長することとし、平成35年度末までとする。

※ 具体的な介護報酬、基準、転換支援策については、介護給付費分科会等で検討。

3. 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

「我が事・丸ごと」の地域作り・包括的な支援体制の整備

1. 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制（＊）
(＊) 例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等
- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

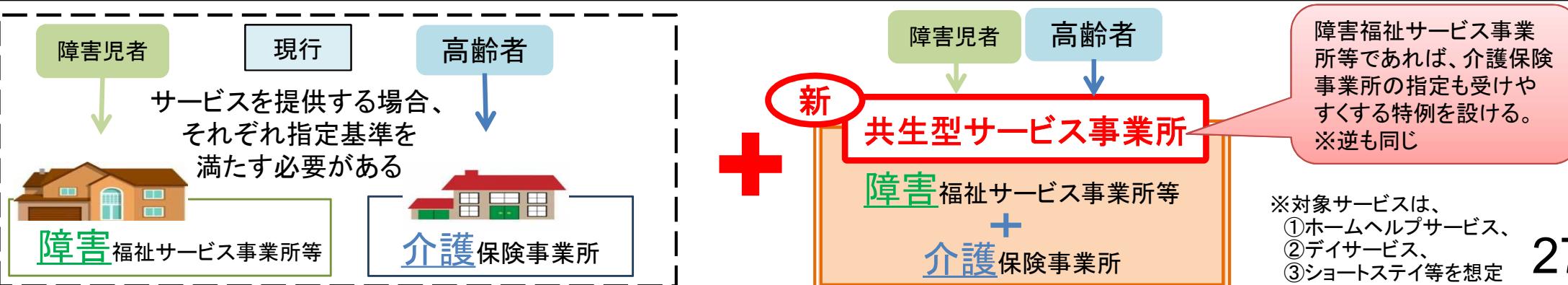
3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。)

※法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨の附則を置く。

新たに共生型サービスを位置づけ

- 高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に
新たに共生型サービスを位置付ける。(指定基準等は、平成30年度介護報酬改定及び障害福祉サービス等報酬改定時に検討)



4. 現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し

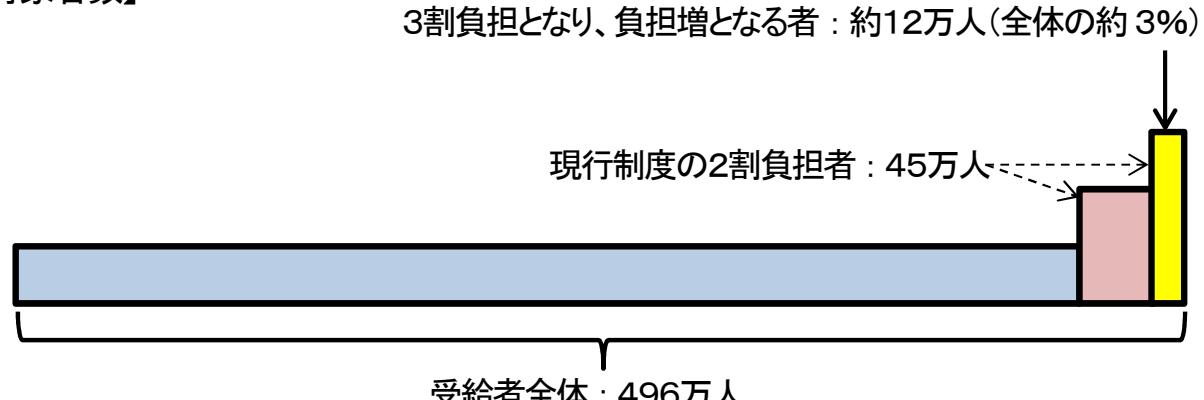
見直し内容

世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。ただし、月額44,400円の負担の上限あり。【平成30年8月施行】

【利用者負担割合】

	負担割合
年金収入等 340万円以上 (※1)	2割 ⇒ 3割
年金収入等 280万円以上 (※2)	2割
年金収入等 280万円未満	1割

【対象者数】



(単位:万人)

	在宅サービス	施設・居住系	特養	合計
受給者数（実績）	360	136	56	496

3割負担（推計）	約13	約4	約1	約16
うち負担増 (対受給者数)	約11 (3%)	約1 (1%)	約0.0 (0.0%)	約12 (3%)

2割負担（実績）	35	10	2	45
1割負担（実績）	325	126	54	451

※介護保険事業状況報告(平成28年4月月報)

※特養入所者の一般的な費用額の2割相当分は、既に44,400円の上限に当たっているため、3割負担となても、負担増となる方はほとんどいない。

※1 具体的な基準は政令事項。現時点では、「合計所得金額(給与収入や事業収入等から給与所得控除や必要経費を控除した額) 220万円以上」かつ「年金収入+その他合計所得金額340万円以上(単身世帯の場合。夫婦世帯の場合463万円以上)」とすることを想定。⇒単身で年金収入のみの場合344万円以上に相当

※2 「合計所得金額160万円以上」かつ「年金収入+その他合計所得金額280万円以上(単身世帯の場合。夫婦世帯の場合346万円以上)」⇒単身で年金収入のみの場合280万円以上に相当

5. 介護納付金における総報酬割の導入

見直し内容

- 第2号被保険者(40~64歳)の保険料は、介護納付金として医療保険者に賦課しており、各医療保険者が加入者である第2号被保険者の負担すべき費用を一括納付している。
- 各医療保険者は、介護納付金を、2号被保険者である『加入者数に応じて負担』しているが、これを被用者保険間では『報酬額に比例した負担』とする。(激変緩和の観点から段階的に導入)【平成29年8月分より実施】

